財務管理部総務課　資料1
全 員 協 議 会 資 料
平成３１年2月２５日

射水市国民保護計画の変更について

国が策定する「国民の保護に関する基本方針」の変更に基づき、平成３０年８月に県が「富山県国民保護計画」を変更したことに伴い、本市の国民保護計画についてもそれらに沿った内容に変更するもの。

１　「国民の保護に関する基本方針」及び「富山県国民保護計画」が変更されたことに伴う変更

（１）ＮＢＣ攻撃（核兵器（Nuclear weapons)、生物兵器（Biological weapons)、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃）等への対応訓練や広域にわたる避難訓練など、実践的な訓練となるよう努めることを明記

（２）平素からＪ－ＡＬＥＲＴ による情報伝達と弾道ミサイル落下時の行動等の周知に努めることを明記

（３）武力攻撃事態等への対処として、Ｅｍ－ｎｅｔの情報等を活用し周知を図ることを明記

（４）廃棄物処理体制を整備する際に参考とする「震災廃棄物対策指針」が改定され、新たに「災害廃棄物対策指針」が策定されたことに伴う変更

２　市の地理的、社会的特徴に関する時点修正

射水市国民保護計画変更内容

<table>
<tr><th>射水市国民保護計画
該当部分</th><th>変更内容</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>第1編第3章

＜P9＞</td><td>
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>病院その他の医療機関</td><td>1　医療の確保</td></tr>
<tr><td>道路、河川管理施設の管理者</td><td>1　道路、河川管理施設の管理</td></tr>
<tr><td>日本赤十字社富山県支部</td><td>1　救援への協力
2　外国人に関する安否情報の県及び市町村からの収集、整理並びに回答</td></tr>
<tr><td>日本銀行富山事務所</td><td>1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持</td></tr>
</table>
</td><td>富山県国民保護計画が変更されたことに伴う変更</td></tr>
<tr><td>第1編第4章　第2

＜P11＞</td><td>気候は日本海側気候に属し、四季の変化がはっきりしており、冬季の季節風による降雪が最も大きな特徴である。また、日本海を北上する対馬暖流の影響で年間平均気温が１４．０℃と比較的温暖である。</td><td>時点修正
平成29年［気象庁：日平均気温］</td></tr>
<tr><td>第1編第4章　第3

＜P12＞</td><td>射水市の総人口は９２，３０８人（平成２７年国勢調査）で、平成２２年からの５年間で１，２８０人減少している（増減率－１．４％）。

地区別では、新湊地区が３３，２５１人、小杉地区が３３，６２５人とそれぞれ３０,０００人を超え、この２地区で射水市全体の７２．４％を占めている。また、平成２２年からの増減をみると、小杉地区（増減率１．３％）大島地区（同１．７％）で増加しているが、新湊地区（同－４.７％）、大門地区（同－１．３％）、下地区（同－４.０％）では減少している。
外国人登録制度が平成２４年７月に廃止されて以降、外国人住民数は、平成２４年度末には１，７６７人であったが、平成２７年度末では１，８９４人と、増加しており、全人口の２．０１％を占めている。

【平成２７年度国勢調査射水市地区別、男女別人口及び世帯数】
（単位：人、世帯、％）
<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="6">人　口</th><th colspan="4">世　帯　数</th></tr>
<tr><th colspan="3">平成27年</th><th rowspan="2">平成22年
総　数</th><th rowspan="2">増減数</th><th rowspan="2">増減率</th><th rowspan="2">平成27年</th><th rowspan="2">平成22年</th><th rowspan="2">増減数</th><th rowspan="2">増減率</th></tr>
<tr><th>総数</th><th>男</th><th>女</th></tr>
<tr><td>新湊地区</td><td>33,251</td><td>16,085</td><td>17,166</td><td>34,853</td><td>△1,642</td><td>△4.7</td><td>11,645</td><td>11,575</td><td>70</td><td>0.6</td></tr>
<tr><td>小杉地区</td><td>33,625</td><td>16,518</td><td>17,107</td><td>33,203</td><td>422</td><td>1.3</td><td>12,369</td><td>11,824</td><td>545</td><td>4.6</td></tr>
<tr><td>大門地区</td><td>12,718</td><td>6,119</td><td>6,599</td><td>12,887</td><td>△169</td><td>△1.3</td><td>3,992</td><td>3,919</td><td>73</td><td>1.9</td></tr>
<tr><td>大島地区</td><td>10,853</td><td>5,161</td><td>5,692</td><td>10,667</td><td>186</td><td>1.7</td><td>3,525</td><td>3,358</td><td>167</td><td>5.0</td></tr>
<tr><td>下地区</td><td>1,861</td><td>887</td><td>974</td><td>1,938</td><td>△77</td><td>△4.0</td><td>584</td><td>570</td><td>14</td><td>2.5</td></tr>
<tr><td>射水市計</td><td>92,308</td><td>44,770</td><td>47,538</td><td>93,588</td><td>△1,280</td><td>△1.4</td><td>32,115</td><td>31,246</td><td>869</td><td>2.8</td></tr>
</table>
資料：国勢調査</td><td>時点修正
平成27年度[国勢調査・市統計書]</td></tr>
<tr><td>第1編第4章　第4

＜P13＞</td><td>市道では、実延長約８４０㎞のうち、５.５m未満の道路が５３．７％を占めており、市街地や農村集落周辺には大型車両の通行に困難な場所もみられる。

【市域内の主要道路網】
</td><td>時点修正
平成27年度[市統計書]

庁舎の統廃合等に伴う図の変更</td></tr>
</table>

射水市国民保護計画 該当部分	変更内容	変更理由
第1編第4章　第6 ＜P15＞	1　鉄軌道 鉄軌道は、市域中央部を東西にあいの風とやま鉄道線が横断しており、小杉駅、越中大門駅が設置されている。また、市域北部を東西に万葉線が整備されており、市域内には中伏木、六渡寺、庄川口、西新湊、新町口、中新湊、東新湊、海王丸、越ノ潟の９駅がある。また、北陸新幹線が市の中央部を東西に横断している。 【市域内の鉄軌道】 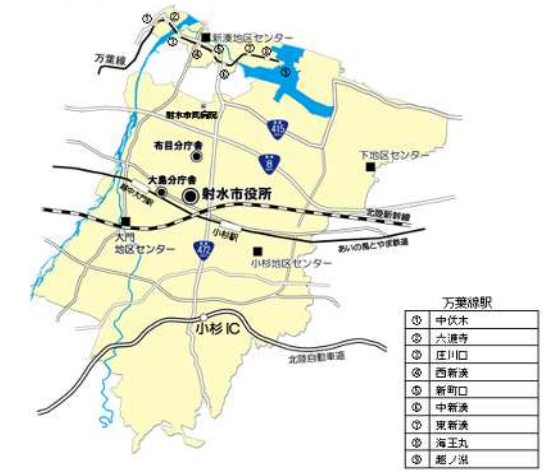 	庁舎の統廃合等に伴う変更
第1編第4章　第8 ＜P16＞	第８　石油コンビナート等 石油コンビナート等特別防災区域として、臨海部（新湊地区）の火力発電所の一帯８５５，８６８㎡が指定されている。	ＬＮＧプラント設置に伴う防災区域面積の増加
第2編第1章　第1 4(1) ＜P54＞	(1) 国民の権利利益の迅速な救済 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を総務課に開設する。	行政センターの廃止による変更
第2編第1章　第2 4(2) ＜P56＞	(2) 医療機関との連携 市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。 また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。	名称変更
第2編第1章　第4 1(2) ＜P59＞	【非常通信体制の確保に当たっての留意事項】 運用面：・国民への情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	文言の修正
第2編第1章　第4 2(2) ＜P60＞ ＜P61＞	(2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他のデジタル防災行政無線の整備を図る。 (3) 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備 市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を整備する。 (4) 県警察との連携 (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（法第４８条） (7) 民間事業者からの協力の確保	「全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備」の項目として独立 「全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備」の項目追加による変更
第2編第1章　第4 3(1) ＜P61＞	(1) 安否情報の種類及び収集、報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する様式第１号及び第２号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。	国民の保護に関する基本方針等が変更されたことに伴う変更

射水市国民保護計画 該当部分	変更内容	変更理由
第2編第1章　第5 2(1) ＜P63＞	(1) 市における訓練の実施 　市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 　訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、伏木海上保安部、自衛隊等との連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	国民の保護に関する基本方針等が変更されたことに伴う変更
第2編第2章　1（1） ＜P81＞	【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 ア　住宅地図 （※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ） イ　区域内の道路網リスト （※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト） ウ　輸送力のリスト （※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ） （※ 鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ） エ　避難施設のリスト（避難施設データベース） （※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト） オ　備蓄物資、調達可能物資のリスト （※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト） カ　生活関連等施設等のリスト （※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの） キ　関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 （※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるモニターに表示できるように努める。） ク　自治会・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧 （※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等） ケ　消防機関のリスト （※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先） （※ 消防機関の装備資機材のリスト） コ　要配慮者の避難支援計画 サ　避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者名簿の追加
第2編第2章　1（3） ＜P82＞	(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮（法第９条） 　市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講ずる。 　その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	国民の保護に関する基本方針等が変更されたことに伴う変更
第2編第2章　5 ＜P83＞	５　避難施設の指定への協力 　市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。 　市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。	国民の保護に関する基本方針等が変更されたことに伴う変更
第2編第4章　3 ＜P101＞	３　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 　市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知に努める。 　また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国及び県が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」等）を活用し、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から周知に努めるものとする。 　また、市は、日本赤十字社富山県支部、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。	国民の保護に関する基本方針等が変更されたことに伴う変更

射水市国民保護計画 該当部分	変更内容	変更理由
第3編第2章　1 ＜P124＞	【射水市対策本部編成表】 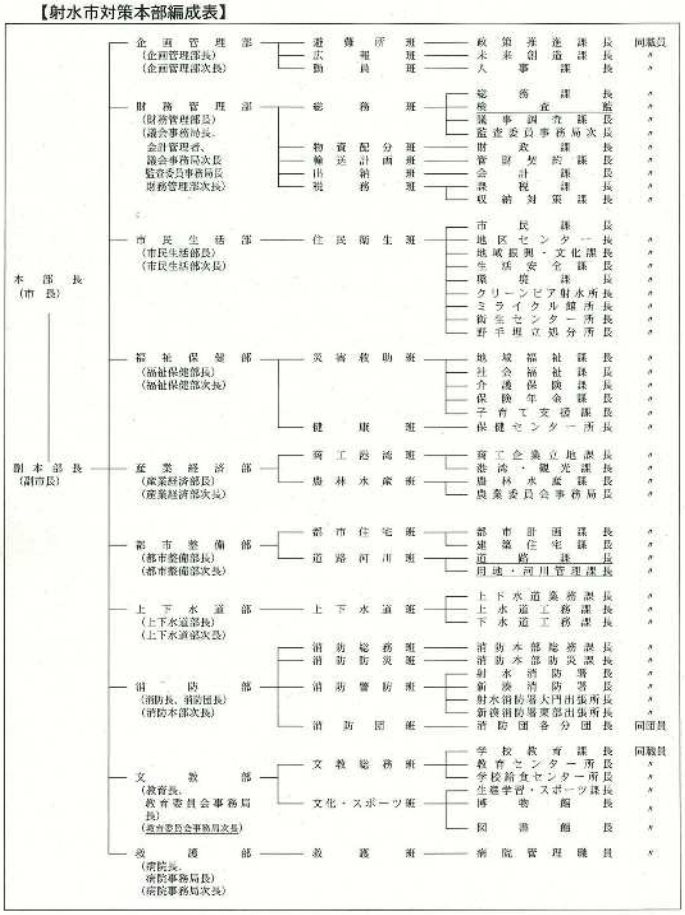 	射水市対策本部編成の変更に伴うもの 「検査監」の追加 「道路建設課長、道路・河川管理課長」→「道路課長、用地・河川管理課長」 「教育次長」→「教育委員会事務局次長」
第3編第2章　2 ＜P127＞	(1) 情報通信手段の確保 　市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、富山県防災行政無線、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	名称変更
第3編第4章　第1　2 ＜P152＞	(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と連携している情報伝達手段等により、原則として、以下の要領により情報を伝達する。 　なお、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－ｎｅｔ）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。	国民の保護に関する基本方針等が変更されたことに伴う変更
	(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉関係部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、要配慮者に迅速かつ正しい情報を伝達し、避難できる体制の整備に努める。	国民の保護に関する基本方針等が変更されたことに伴う変更

射水市国民保護計画 該当部分	変更内容	変更理由
第3編第4章　第2　2 ＜P156＞	(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 ⑥ 要配慮者の避難方法の決定 （避難行動要支援者名簿、要配慮者支援班の設置）	国民の保護に関する基本方針等が変更されたことに伴う変更
第3編第4章　第2 4(2) ＜P158＞	(2) 消防機関の活動（法第６２条） 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会・町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど、地域とのつながりを活かした活動を行う。	国民の保護に関する基本方針等が変更されたことに伴う変更
第3編第4章　第2 5(1)③ ＜P162＞	③　弾道ミサイルによる攻撃の場合 ア　弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 （実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）	国民の保護に関する基本方針等が変更されたことに伴う変更
第3編第6章　1(1) ＜P191＞	(1) 安否情報の収集 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市が管理する市民病院、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。この場合、安否情報省令第１条に規定する様式第１号及び第２号を用いるものとする。	外国人登録制度が廃止されたことに伴う変更
第3編第6章　2 ＜P192＞	２ 県に対する報告（法第９４条） 市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが利用できない場合は、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話その他の方法などで報告を行う。	国民の保護に関する基本方針等が変更されたことに伴う変更
第3編第7章　第4 2(2) ＜P213＞	（２）放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示 ② 市は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報するとともに、その受信確認を行う。	文言の修正
第3編第9章　2(2) ＜P233＞	(2) 廃棄物処理対策 ①　市は、地域防災計画の定めに準じて「災害廃棄物対策指針」（平成２６年３月環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	「震災廃棄物対策指針」が改定され、新たに「災害廃棄物対策指針」が策定されたことに伴う変更